

一関市議会 総務常任委員会 記録

| | | | | |
|-------------|--|----------|------------|----------|
| 会議年月日 | 令和6年2月13日(火) | | | |
| 会議時間 | 開会 | 午前10時00分 | 閉会 | 午前10時57分 |
| 場 所 | 第1委員会室 | | | |
| 出席委員 | 委員長 沼倉 憲二 | | 副委員長 佐藤 幸淑 | |
| | 委員 小岩 寿一 | | 委員 千葉 栄生 | |
| | 委員 佐々木 久助 | | 委員 岩渕 典仁 | |
| | 委員 武田 ユキ子 | | 委員 千葉 幸男 | |
| 遅刻 | 遅刻 なし | | | |
| 早退 | 早退 なし | | | |
| 欠席委員 | 欠席 なし | | | |
| 事務局職員 | 石川主査 | | | |
| 出席説明員 | 原田消防課長、岩渕(正)消防係長 | | | |
| 本日の会議に付した事件 | 所管事務調査 ・市民と議員の懇談会における意見について ・調査項目について ・納入前消防ポンプ自動車の事故について | | | |
| 議事の経過 | 別紙のとおり | | | |

総務常任委員会記録

令和6年2月13日

(午前10時00分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名であります。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりであります。

なお、所管事務調査の(3)、納入前消防ポンプ自動車の事故については、急遽、調査項目に加えた内容でありますので、御了承願います。

本日の所管事務調査の案件は、(1)市民と議員の懇談会における意見について、(2)調査項目について、それから今申し上げました納入前消防ポンプ自動車の事故について、以上の3つについて行いますが、審査の順番としましては、(3)の納入前消防ポンプ自動車の事故についての調査から始めたいと思います。

お諮りいたします。

本日の審査に当たり、消防長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、議長を通して消防長の出席を求めることにいたします。

暫時休憩します。

(休憩 10:01~10:01)

委員長 : 再開します。

これより、所管事務調査を行います。

初めに、(1)納入前消防ポンプ自動車の事故についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

原田消防課長。

消防課長 : 私のほうからは、納入前消防ポンプ自動車の事故についてを御説明いたします。

この件につきましては、令和5年5月22日に契約締結し、市議会定例会第103回5月臨時議会において財産の取得について議決いただきました。

消防ポンプ自動車が納入前に発生した事故により、契約期限内の納入が困難であることが判明いたしました。

この事故についての概略を申し上げます。

事故の発生日時及び発生場所につきましては、令和6年1月25日の木曜日、午前5時頃の発生となります。

場所については、宮城県大崎市の東北自動車道下り、古川インターチェンジ付近となります。

これに関係する業者につきましては、受注業者が赤荻字松木にあります有限会社一関防災設備となります。

艀装製作者については、栃木県のジーエムいちほら工業株式会社、陸送者につきましては、栃木県の栃木陸送株式会社上三川営業所、それから登録納車担当としまして、萩荘の岩手日野自動車株式会社一関営業所が担当してございました。

事故の概略でございます。

この事故は、契約受注者である有限会社一関防災設備が、一関市に納入しようとする物品の消防ポンプ自動車、以下、ポンプ車と申し上げますが、このポンプ車の艀装、製作を依頼したジーエムいちほら工業株式会社から、車検等を含めた登録作業及び納車準備のため、ジーエムいちほら工業株式会社から陸送の依頼を受けた栃木陸送株式会社上三川営業所が、製作場所の栃木県上三川町から一関市内にある岩手日野自動車株式会社一関営業所に向けて仮ナンバーを登録した上で自走中に発生した単独事故であり、車両の右前キャビン部分を大破し自走不可能となった事故でございます。

事故原因につきましては、降雪により路面がシャーベット状態であったことによりスリップし、ハンドル操作が制御不能になったことから、高速道路の中央分離帯に衝突したと伺っております。

なお、この事故に係る負傷者等は発生していないところでございます。

今後の対応としましては、現在配備車両としております室根地域の1分団第6部の車両になりますけれども、初年度登録から24年が経過して老朽化していることから更新が必要ということであります。

配備予定地域の防火、防災に必要な不可欠のものであることから、契約期間の延長に係る契約変更に合わせて、繰越明許事業等を関係各課と現在協議中でございます。

事故の説明につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長：それでは、ただいま当局の説明がありましたけれども、ただいまの内容につきまして、これから質疑を行います。

発言の際は、挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。

千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：修理して繰越明許もいいのだけれども、納車になるのはいつ頃の見通しですか。

委員長：岩淵消防係長。

消防係長：担当者から説明させていただきます。

現在、一関防災設備と、それに関わって製作したジーエムいちほら工業株式会社から期限の納入延長について申請書をいただいているところで、まず、大破したという案件から、製作し直しの見通しであるという報告を受けております。

ですので、契約期間を延長する場合、今回と同じように約1年ぐらいというか、令和7年3月の納期を申請するという予定の話をいただいております。

委員長：千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：今あるポンプ車はそのまま1年延長して使うのですか。

委員長：岩淵消防係長。

消防係長：千葉幸男委員のお見込みのとおり、車検が切れる予定で更新車両を準備しておりましたが、こういう案件になりましたので、車検を更新しまして、再取得しまして、1年程度、24年経過していますけれども、使用予定であります。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：お疲れさまでございます。

大変な事故だったと思いますけれども、事故の経過のところですけども、シャーベットだったというところで、スリップによって高速道路で中央分離帯に激突して大破したとありますが、タイヤの状況というのはスタッドレスだったのか、ノーマルタイヤだったのか、分かれば教えていただきたいと思っておりますし、先ほど千葉幸男委員からもありましたけれども、納入までには1年かかるということが分かりました。

その間、今現在のものを車検を受けて使うというお話でしたが、現在ある車両の車検の期間というか、3年とか2年とかあるわけですけども、たしか1年の期間の車検、毎年車検だったという認識があるのですけれども、そのあたりを教えてもらえればと思います。

委員長：岩淵消防係長。

消防係長：千葉栄生委員の質問にお答えします。

まず1つは、車検の件については、消防団車両は2年になっておりましたので、1回受ければ次回の車検まで2年ということになります。

タイヤについては、例年、常備の消防車両を含めて発注から相当な期間があるということで、例年3月ぐらいの納期にしております。

ということで、納車はスタッドレスタイヤで納車の予定で、今回もスタッドレスタイヤを履いて陸送中であつたという報告を受けています。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：ありがとうございます。

私もちょっと認識違いでしたが、2年の車検の期間ということが分かったので、そう

なると今年1年また車検を受けて、1年残るような間隔になるのですが、それも踏まえて新しく更新するタイミングというのは、次の車検までに納入できるような形に考えているのかどうか。

あとは、この事故に係る車両の代替の責任というものはどのような形になっているのかをお聞かせください。

委員長：岩淵消防係長。

消防係長：まず、車検の期間の件ですけれども、まず1年後に車両が来たとき、あと車検の期間が1年残るというところではありますけれども、冒頭に説明したとおり老朽化もあるということで、1年車検を残すのはやむを得ないというように消防本部では考えております。

委員長：原田消防課長。

消防課長：車両の代替につきましては、現在使用している車両が4月に車検が切れるということで、そこで車検を受け直して、その車両を使用すると。

納車は、新しい車が納車されるまでは、その車両を継続して使用するというようにしたいと考えております。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：すみません、ちょっと私の聞き方が悪かったのかと思います。

今回、事故に遭った車が、恐らく新車で、また艀装というか装備をして納入すると思われるのですが、お金の責任というか、準備も含めて、その責任は発注した業者にあるのかどうか、責任のある範囲ということをお聞かせ願いたいという質問でございました。

委員長：岩淵消防係長。

消防係長：失礼しました。

その件に関しては、先ほど申し上げましたとおり、業者から納入延期の申請書というのをいただく予定でありますし、その内容を精査して、消防本部もそうなのですが、もう議決をいただいている、契約の部分のところもありますので、総務部と協議の上、そういった責任の案分というか、それも含めて協議中であります。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：ということは、またというか、市の負担もあり得るということによろしいのですか。

委員長：岩淵消防係長。

消防係長：この概要のとおり、今のところ市の納入前の車両でありましたので、この件に関しては市の費用負担等は今のところ考えておりませんが、金額2,300万円とかというお金で契約させていただいています。

その分に関しては、陸送中の事故であったことですので、一関市での関係する前の車両でしたので、その件に関しては、今のところこうしますということをはっきり申し上げられないのは大変恐縮なのですが、今、受注業者の有限会社一関防災設備、艀装、また陸送を頼んだジーエムいちはら工業株式会社と協議しております。

それに関して一関市の負担というのは今のところ考えておりません。

新たな負担は考えておりませんということです。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：私のほうからも、まず、今回の契約に関する時期がずれるということは、例えばほかの学校の校舎で物価が変わったり、資材が来なくなって契約がずれるということはありませんけれども、今回明らかに契約するところの先方側の不注意があったというように思うのですが、そこでお尋ねしますけれども、こういった契約のときにこういった納期が遅れる理由によって、先ほどの質問もありましたけれども、責任的なものの契約の中にそれを想定した上で、こういうこともあり得るということで契約をされているのかどうかをまずお伺いします。

委員長：岩渕消防係長。

消防係長：契約の詳しいところについては申し上げられないというか、ちょっと不勉強で申し上げられないのですけれども、私どもでは仕様書という内容の形で説明させていただくと、発注業者の裁量にあって、今回、自走の上の陸送でしたので、いわゆる車両に乗せて一関市に持ってきてくださいという仕様書には書いておりませんでした。

事故に関しての想定した契約内容というのは考えております。

仕様書には入れておりませんでした。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：そういった中で起こったところで、ただ少なくとも一関市としては、本来は車検を取らなくてもよかったものを2年間取るということは、市の部分では負担になっているわけですが、そこら辺の費用に関するものは全て市側が責任を負うということになるのでしょうか。

委員長：岩渕消防係長。

消防係長：まだ確定はしておりませんが、岩渕委員がおっしゃる新たな市側の負担の部分に関し

ては、契約受注者の方に負担していただくよう交渉中であります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：では最後ですけれども、当事者の消防団の方々は、恐らくこういったことに関しては全くもって関係していない中で、不利益としてはそういったものを更新の中で計画的に利用しようとされていると思うので、そういった当事者に関する説明であったりとかそういうものを既にされているのであれば、された中の何か感想をいただきたいと思えますし、されていないのだったらどのように説明をしていくのかどうかを最後にお尋ねします。

委員長：岩淵消防係長。

消防係長：まずもって配備予定でありました室根地域を管轄する室根分署に対しては、発生日時で一関防災設備から情報を受けたのが午後だったのですけれども、その時点で室根地域に配備予定の車両がこういうことになったということで説明はしております。

消防課から室根地域の消防団の方には直接連絡してないところではありますが、その辺を含めて室根分署にお願いするよう依頼しておりました。

委員長：そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑を終了します。

以上で、納入消防ポンプ自動車の事故についての調査を終わります。

大変御苦労さまでした。

休憩します

(休憩 10:18~10:20)

委員長：休憩前に引き続き再開します。

次に、(1)市民と議員の懇談会における意見についてを議題とします。

書記から説明させます。

石川書記。

書記：それでは、御説明いたします。

タブレットに、市民と議員の懇談会の意見を取りまとめてくださいといった委員長への依頼文書と、懇談会での意見を取りまとめた一覧表を掲載しております。

ほかに要綱なども掲載してありますけれども、委員の皆さんの意見を取りまとめた一覧表、こちらを御覧いただきながら説明させていただきたいと思えます。

タブレットに保存してありますとおり、市民と議員の懇談会を所管しております広聴広報委員会で懇談会での意見を取りまとめしております、あとはその意見の内容を所管する常任委員会で調査をして、提言が必要な事項について当局へ提言するというようなことで進めていくということでございます。

市への提言事項の案につきましては、2月末までに各常任委員会で作成し、それを広聴広報委員会で取りまとめをして、最終的には議長が市長へ提出するということになっておりますので、本日はその進め方などについて御協議いただきたいということでございます。

以上でございます。

委員長：それでは、広聴広報委員会でまとめた項目については、タブレットでお目通しいただいているかと思えますけれども、これを2月中にまとめてほしいというような要請があったものですから、皆さんにお諮りするわけですが、皆さんからまずとりあえずそういう要請を受けての対応について、御意見をお伺いしたいと思います。

佐々木委員。

佐々木委員：広聴広報委員会からの調査依頼内容という表題の2番の表現の確認でございますが、懇談会で出された意見を総務の担当エリアとしてまとめていただいて、要望の取扱いについてということと、調査を依頼しますという大ききは2点。

2番に調査の必要性をというような表現があります。

必要と認め調査すれば提言として中身を深掘りしてくださいと、要するに調べて提言書として案をつくってくださいという2点かというように把握するのですが、出された意見の必要性を我々が総務として、必要、必要ではない、の判断をすることが適切なのでしょうかというところを確認したいというように思いますが、どうでしょうか。

委員長：先ほどお話ししましたように、懇談会で様々な提言や意見がありまして、それを広聴広報委員会で常任委員会ごとに取りまとめを行った内容がお手元にある別表、課題区分別というようなことで取りまとめをされたようです。

これは昨年も同じような手法で提言を大きく取りまとめて市長に提言するというようなプロセスで、委員会として対応してきましたので、今回もこの提言を大きくまとめて、そしてそれに関連する委員会としての内容があれば、今おっしゃったように、提言の中に織り込むこともできるかと思えますけれども、基本的には広聴広報委員会でまとめた内容を、特に市長に提言する必要があるという項目を皆さんと取りまとめをして対応したいというような中身です。

したがって、今回は、広聴広報委員会で取りまとめたものを総務常任委員会で取りまとめを行って提言に結び付けたいというようなことで、基本的には提言を基本に取りまとめを進めていきたいと思っています。

佐々木委員。

佐々木委員：ということは、担当常任委員会に示されているこの内容を全部対象として提言案に

まとめるというように理解してよろしいのでしょうか。

委員長：ここに、常任委員会ごとに広聴広報委員会で取りまとめをされておりますので、これを総務常任委員会に関連する内容は取りまとめを行うというのが委員会としての対応だと思いますので、今回はそういう手順で取りまとめを行うということで今後進めたいと思います。

武田委員。

武田委員：何かすっきりしないですね。

これまでのやり方はここに振らないで、広報なら広報のほうでまとめて、いずれすぐに当局のほうに提言するという形をしてきました。

常任委員会に振る意味というのはよく分かりません。

ここでまたこれが大事だ、これが大事でないという話だけでは、何か飽き足らないというか、そもそもこういうことが市民の方々から御意見として頂戴いたしました。

それってどういう状況なのかという調査などをしなければ意味が果たせない。

しかし、その調査の期間というのはあるのかないのか、いろいろ問題がありますので、なかなかこの中身をどれが取り上げたほうがいいのか何とかという、その土台となるものの議論のテーブルが必要なのではないかと。

それで、調査は、やはりいただいたものはそうですねという議員の総意というものがそれだというのは、いささか私は納得できないところがあります。

それに基づいて、もう一度フィールドバックして、調査なり何なりが常任委員会でなされて、まさしくこのことについてはこうだというとても大事なことを提言するので、あらゆるものを聞いたからすぐ提言だというようなそういう流れがこれまでもありましたが、何十項目もあり得ないと思います。

結論がないので申し訳ございません。

委員長：今回は、従来の取りまとめと違って、広聴広報委員会で大きくりましたので、あとは各常任委員会で取りまとめをお願いするというので、皆さん御覧になっている委員長からの依頼文書があります。

本来、委員長が来て、各常任委員会に詳細の説明をするというような話もありましたけれども、そういう取組もなされておられませんけれども、御覧になっているスケジュールのように、市長提言を意識して取り進めていただきたいというような内容なものですから、各常任委員会でも同じような対応をしているようなお話を聞いていますので、皆さんにこの取扱いを、先ほど申し上げたようないろいろな提言の中で、総務常任委員会として大事なものを取りまとめして提言したいと思っています。

したがって、提言する内容をさらに委員会として調査をするというような手順は、今回は考えていません。

したがって、改めてこの提言でさらに調査をする場合は、一つ調査項目等の関連がありますので、皆さんと深掘りしたいと思っておりますけれども、御指摘のようなちょっと例年と違う対応と内容ですけれども、依頼を受けて皆さんにお諮りしておりますので、ひと

つその方向で取り進めることに御理解いただければと思っ、この依頼を受けて皆さんにお諮りしています。

暫時休憩します。

(休憩 10 : 31 ~ 10 : 46)

委員長 : それでは、再開いたします。

ただいま議題となっております市民との懇談会の中の当委員会に関係がある提言の案につきましては、示されました中から提言する項目を大きく選定しながら、市長へ提言する文案を皆さんに提案いたしまして、それをまた御意見を頂戴しながら、委員会としての成案に持っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」 の声あり)

委員長 : それでは、ひとつそういう方向でお願いします。

皆さんのタブレットの新規フォルダーのところに、たたき台を用意しました。

御覧になっていますでしょうか。

たたき台ということで、市民と議員の懇談会を受けて、市へ提言する事項ということで、これは7つにまとめて案にしました。

この7つに提言を受けてまとめましたので、これは案ということでこれを御覧いただきまして、皆さんから御意見がある場合は、2月20日まで事務局書記のほうに御連絡をお願いしたいと思います。

ひとつその方向で進めることで御了承願いたいと思います。

なお、意見等がない場合は、早めにその旨も御連絡をお願いします。

では、この案件は、そういうことで進めるということで御了承をお願いしたいと思います。

武田委員。

武田委員 : 今回、このやり方で、常任委員会にまとめてほしいという広聴広報委員長の御意向のようですが、そもそも市民と議員の懇談会の在り方というのをいろいろな議会改革が進んでいる中で、かなり変わってきておりますから、先ほど休憩中にお話を申し上げたことをもう一度申し上げるつもりはございませんが、その意を受けていただいて、委員長の方から広聴広報委員長のほうに、議長のほうへ審議していただくように、今の在り方を大きく変える必要があるというようなことを私は申し上げたいと思いますので、その意見が皆さんに御賛同いただければ、ぜひそういう意見を付して出してやっていただきたいと思います。

委員長 : ただいま武田委員からお話のあった内容を申入れするということを含めて、先ほど申し上げた内容のとおり進めていいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で意見交換を終わります。

市民と議員の懇談会における意見につきましては、お示しした内容について、各委員で見直しをしていただき、2月20日までに取りまとめて、当委員会の提言の最終案として調整し、広聴広報委員会に報告したいと思います。

なお、調整に当たりまして、文言整理などにつきましては、正副委員長に御一任願いたいと思います。

以上のとおり、進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

以上で、市民と議員の懇談会における意見についての協議を終わります。

次に、調査項目についてを議題とします。

前回の委員会において、当委員会の7つの調査テーマのうち、調査を行った5つについては、各委員より、調査後の課題や調査継続の有無などについてそれぞれ報告をいただくことにしておりました。

報告いただきました内容につきましては、お示ししているとおりでありますので、お目通し願います。

それでは、皆さん御覧いただきまして、資料ということで継続審査の確認等の内容がありますけれども、この中で中段に今後も継続して調査をするものというようなことで、この意向を示された委員を丸印で示しております。

したがって、数が多いのは、6番の公共交通の現状と今後の在り方、7番の空き家バンクによる空き家流通対策について、この2つが皆さんの意向が多い項目でございましたし、次に多いのは1番の(1)のDXの推進について、これも多いのですが、一応、絞り込みしながら最終的に6番、7番が多かったということで、この2つに絞ってまとめをするような対応をしたいと思いますが、いいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : それでは、この2つの項目について、各委員からの報告をいただいた課題を正副委員長で集約して、政策提言の基となる「まとめ案」を作成してお示しし、この裏づけをするための調査活動を今後進めていくこととしたいと思います。

ただ、本日は、この内容のまとめたものについては、まだお示しできませんけれども、次回以降に皆さんにお示しして、調査を進めていきたいと思いますが、そのような取り組み方でいいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : それでは、今後の調査項目については、継続調査の結果から、6の公共交通の現状と今後の在り方についてと、7の空き家バンクによる空き家流通対策についての2つに絞ることとし、この2つの項目について、各委員から報告いただいた課題や意見等について皆さんにお示しして、政策提言に向けて調査を進めていくこととしたいと思います。

よろしくをお願いします。

なお、日程につきましては、今後皆さんと協議しながら対応していきたいと思います。

それで、今後の日程ですけれども、まず2月20日の予算審査特別委員会終了後に開催をしたいと思います。

予定の内容につきましては、ただいまお話しした内容と、それから当局からの第3次一関・平泉定住自立圏共生ビジョンについてを説明したいという申入れがありますので、この項目も調査をしたいと思います。

それから、調査に当たりましては、当局から市長公室長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

それでは、もう一つの協議なのですけれども、今後、来年度の先進地視察について協議したいと思いますので、委員各位におかれましては、今回取りまとめをいたしました継続審査の確認等を参考に、視察先について御検討をお願いし、お手元に配付した様式により、次回2月20日、火曜日までに書記まで御回答いただきますようお願いいたします。

ただいま書記のほうから、行政視察所管調査につきましては、5月22日から24日というような事務局の案で、視察内容につきましては、今継続調査の項目に上がりました2つの項目を参考に、皆さんから希望する場所、内容等について御提案をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

報告期限は、2月20日、火曜日です。

それでは、ただいまの内容でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

以上で、予定した案件の協議を終わります。

以上で、本日の委員会を終了します。

御苦労さまでした。

(午前10時57分 終了)